

平成 28 年 6 月 2 日

株式会社ティップネス

消費増税延期に関するお知らせ

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃よりティップネスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

消費税法改正に伴い、一年一括払いのお客様を対象に平成 29 年 4 月以降の月会費、諸料金につきまして、10%の消費税をお預かりしておりましたが、昨日（6 月 1 日）の安倍首相の増税延期の表明を受け、平成 29 年 4 月以降も 8%の消費税率にて計算をさせていただくこととなりました。

何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

尚、すでにお支払いいただいたお客様に関しましては、消費税差額分を次年度分に充当させていただきます。

ご不明点がございましたら、店頭にてご説明いたしますのでお問い合わせください。

今後ともティップネスをよろしく願いいたします。

敬具